

各共済契約者の皆さまへ

新旧証紙交換の取扱いについて(お願い)

令和3年10月1日からの制度改正に伴い、金融機関での新旧証紙交換手続きが集中しており、一部金融機関で証紙在庫不足のため交換できないなどのご相談が増えております。

新証紙につきましては、随時印刷をかけており各金融機関へ発送しておりますが、証紙不足等ご不便をおかけし大変申し訳ございません。

本年9月に建退共事業本部ホームページにて、証紙交換の分割申請についてご協力をお願いさせていただいたとおり、新旧証紙の交換につきましては、一度に大量の証紙交換の申し出をなされますと、金融機関の保有枚数に限りがございますため対応できません。

つきましては、大変お手数をおかけいたしますが、まずは当面の必要枚数を交換いただくなど何回かに分けて証紙交換を行っていただくよう重ねてお願い申し上げます。

また、金融機関での証紙交換につきましては、本年12月末までとなりますが、令和4年1月からは建退共事業本部での証紙交換(※端数切捨てとなります)を行いますので、お急ぎでない場合は、建退共事業本部での交換をご検討くださいますようお願い申し上げます。建退共事業本部での交換に必要な交換申請書の様式は、令和4年1月にホームページ上に掲載いたします。

お問い合わせ先

建退共 経理課

TEL03(6731)2871